

令和8年2月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月25日(水) 午後2時30分～
2. 開催場所 坂井市役所 多目的棟3階大ホール
3. 出席委員 23名(番号は議席番号)

1番 岡村 素子	2番 清兼 義靖	3番 坪田 信次
4番 塚谷 英則	5番 木村 公明	6番 吉田 清憲
7番 水野 陽一	8番 牧野 典代	9番 大嶋 裕一
10番 本田 雄揮	11番 高嶋 俊輔	12番 高橋 正晃
13番 長谷川 喜道	14番 田中 慎一郎	15番 宮田 啓一
16番 中垣内 勇夫	17番 岡 直毅	18番 (欠席)
19番 月岡 透	20番 西 美佐	21番 竹内 ゆかり
22番 (欠席)	23番 大川 勝利	24番 田中 正信
25番 三寺 總左エ門		
4. 欠席委員 2名(番号は議席番号)

18番 寺嶋 太寿男	22番 宮寄 美恵子
------------	------------
5. 出席者
(農業委員会事務局)

局長 中田 誠	次長 森田 康博
書記 村本 竜也	書記 茶谷 倫代

(農業振興課)

主事 大島 優紀

6. 提出議案

議案第63号	農地法第3条の規定による許可の取消し申請に対する意見審議について
議案第64号	農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について
議案第65号	農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について
議案第66号	農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第67号	地域計画に記載した認定農業者が設置する農業用施設の申出に対する意見審議について
議案第68号	現況証明願について
議案第69号	坂井市地域計画の変更に係る意見審議について
議案第70号	坂井市農作業標準料金の設定について
報告第7号	地目変更届出の報告について
7. 議事録署名人

16番 中垣内 勇夫	17番 岡 直毅
------------	----------

事務局長	<p>令和8年2月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>本日、18番寺嶋委員、22番宮寄委員の2名から欠席の届出が出ております。したがって、ただいまの出席委員数は23名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、三寺会長よりご挨拶をいただきます。</p>
三寺会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、三寺会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>はじめに、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に16番中垣内勇夫委員、17番岡直毅委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、議案第63号「農地法第3条の規定による許可の取消し申請に対する意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<事務局説明>
議 長	<p>それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第63号は許可を取り消すことに決定してよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第63号「農地法第3条の規定による許可の取消し申請に対する意見審議について」は、許可を取り消すことに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<事務局説明>
議 長	<p>整理番号96番はA委員の関連の申請ですので、はじめに、整理番号96番を除いて審議いたします。</p> <p>それでは、整理番号95番、及び、97番から100番に対するご意見を</p>

	<p>お伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第64号の整理番号95番、及び、97番から100番は許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」の整理番号95番、及び、97番から100番は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、整理番号96番の審議に移ります。</p> <p>本議案はA委員関連の申請でございますので、A委員は退席をお願いいたします。</p> <p>(A委員退室)</p>
議 長	<p>それでは、整理番号96番に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第64号の整理番号96番は許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」の整理番号96番は、許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、A委員の入室を認めます。</p> <p>(A委員入室)</p>
議 長	<p>次に、議案第65号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><事務局説明></p>
議 長	<p>次に、現地確認の報告、及び、地元委員の意見に移ります。</p> <p>はじめに、現地確認の報告をお願いいたします。</p>
委 員	<p><委員報告></p>

議 長	続きますして、地元委員のご意見をお伺いいたします。
大川委員	整理番号52番を、23番大川委員お願いいたします。
議 長	23番の大川です。先ほど事務局ならびに現地確認委員の言ったとおりでございまして、太陽光発電設備、3年ごとの更新ということで、何ら問題もないと思いますのでよろしくお願ひします。
議 長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第65号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。議案第65号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	次に、現地確認の報告、及び、地元委員の意見に移ります。 はじめに、現地確認の報告をお願いいたします。
委 員	<委員報告>
議 長	続きますして、地元委員のご意見をお伺いいたします。
三寺会長	整理番号53番を、25番、私三寺が報告いたします。 先ほど現地確認委員のおっしゃったとおり、地元関係各位の了解を得てるといふこととございしますので、致し方ない案件かなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。
議 長	次に、整理番号54番を、13番長谷川委員お願いいたします。
長谷川委員	13番長谷川です。〇〇のこの地籍なんですけれど、周り全部住宅で、下水も上水も全部通っているといふことと、問題はないと思ひます。ただ、南側がまだ白地なんですけれど農地がちょっとあるので、そこら辺は地主また集落と話したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。皆さんのご意見よろしくお願ひします。
議 長	次に、整理番号55番を、15番宮田委員お願いいたします。
宮田委員	15番の宮田です。事務局ならびに現地確認委員のとおりで、何ら問題はないと思ひます。ただ、通例ならば、区長さんあるいは農家組合長さんの印取りがあるはずなんですけれども、この場合は農家組合長さんの印取りがなかったといふことだけ申し添えます。

議 長 吉田委員	次に、整理番号56番を、6番吉田委員お願いいたします。 6番の吉田です。整理番号56番ですけれども、ここの地籍は、ちょっと年度は忘れたんですけど、区画整理で田んぼが小さくなっていて、それと、用水が昔の用水で、水がかからないということで、この前の農地パトロールでは耕作放棄で、管理はしてあるんですけれども、別に問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。
議 長 高嶋委員	次に、整理番号57番を、11番高嶋委員お願いいたします。 11番高嶋です。整理番号57番ですけれども、先ほどの現地確認委員さんのおっしゃっていたとおり、排水等しっかり確保するというので、周りの農地に何ら影響ないと思います。よろしくお祈りいたします。
議 長 坪田委員	次に、整理番号58番を、3番坪田委員お願いいたします。 3番坪田です。現地確認されました委員さんの説明と、また事務局の説明のとおりで、問題ないと思われまます。審議のほどよろしくお祈りいたします。
議 長 田中職務代理者	次に、整理番号59番を、24番田中会長職務代理者お願いいたします。 24番田中です。現地確認委員のおっしゃるとおりで、周りは全て宅地、もしくは、南側はもう道路になっていますので、何ら問題はないと思われまますので、ご審議よろしくお祈りいたします。
議 長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第66号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、議案第67号「地域計画に記載した認定農業者が設置する農業用施設の申出に対する意見審議について」を議題といたします。 本議案は、B委員関連の申出ですので、B委員は退席をお願いいたします。
	(B委員退室)
議 長	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	次に、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがないか、検討した結果についての報告をお願いいたします。 受付番号2番を、2番清兼委員お願いいたします。

清兼委員	2 番清兼です。地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合、周辺の農地の営農に支障がないかどうかということなので、周りは事務局も言っておられましたとおり、法人Cさんの農地でありまして、支障がないということで、何ら問題ないと思いますのでよろしく願いします。
議 長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。
田中慎委員	14 番の田中です。ちょっと質問というよりも教えてほしいんですけど、これ今ハウスが建っている中に土間を打つという作業になるんですね。それはハウスを建てたときに、そういうことに対して、この前みたいにコンクリート打ってしまったらあれなんですけど、まくれる状態のものをすることに対しては、そこの管理者が自由裁量というのはいないんですかね。いちいち言わないとあかんのですかね、何でも。
事務局	ハウスの中のコンクリート、アスファルトですとか砂利というところで、農地法上ですと栽培に必要なものというところで、例えば野菜を育てるような状況での通路ですとか、育苗ハウスとして使っていて、育苗ハウスとして使わないときには薬物野菜を育てるとか、野菜栽培に使う場合について、必要最小限のそういう通路の部分についてはいいですよというふうになっています。それが例えば、全面をアスファルトですとか砂利にする、そういった部分になってくると何か手続きが必要になってくるというところで、ちょっと前ですと、イチゴのプランターですとか、トマトの水耕栽培ですとか、そういったものになると手続きで届出を出してくださいねみたいなことになりますし、こういう全面をアスファルトにしたような育苗ハウスですとか格納庫ですとか、そういう完全に栽培に使わないような状態ですと農地転用の申請や今回のような申出が必要になってくるというふうになっております。
議 長	ほかにご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第67号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。議案第67号「地域計画に記載した認定農業者が設置する農業用施設の申出に対する意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。 ここで、B委員の入室を認めます。 (B委員入室)
議 長	次に、議案第68号「現況証明願について」を議題といたします。事務局

	の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議長	次に、現地確認の報告、及び、地元委員の意見に移ります。 はじめに、現地確認の報告をお願いいたします。
委員	<委員報告>
議長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。
事務局長	整理番号37番を、22番宮寄委員お願いいたします。 22番宮寄委員がご欠席のため、整理番号37番、図面番号10番につきまして事務局よりご説明いたします。今回の申請地ですが、先ほど説明にありましてとおり、昭和41年に作業小屋およびハウスが建築され、同じ敷地内の住宅とともに、宅地として一体的に利用されているということでございました。現地確認しましたところ、登記畑となっておりますが、現況は明らかに非農地であり、また非農地となってから相当の年数が経過しているため、やむを得ないと思えますというふうに伺っております。よろしくをお願いいたします。
議長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第68号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。議案第68号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第69号「坂井市地域計画の変更に係る意見審議について」を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	<農業振興課説明>
議長	地域計画の変更申請のうち、坂井町宮領地区はD委員関連の申請ですので、はじめに、坂井町宮領地区を除いて審議いたします。 それでは、丸岡町安田新地区、坂井町高柳地区、及び、三国町三里浜砂丘地地区に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。
木村委員	5番木村です。一点確認させていただきたいんですけど、私は今デジタルの資料を拝見させてもらってるんですけど、丸岡町安田新地区ならびに坂

農業振興課	井町高柳地区の本文の資料は添付されていますか。坂井町宮領地区は2つ、二重で添付されているので。
木村委員	こちら（丸岡町安田新地区、坂井町高柳地区）なんですけども、面積がかなり小さくてですね、0.1ヘクタール未満ということで、本文の方の変更は今回ないという形になります。
農業振興課	そうですか。では宮領地区の本文が二重で添付されているのはどういう理由ですか。
木村委員	宮領地区につきましては、集積面積が4町増加して、将来の目標とする集積率も増えたことで変更になっているので、本文の方も変更という形になります。
議 長	すいません、変更前と後の字に気が付きませんでした。納得しました。ありがとうございます。
議 長	ほかにご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようでございますので、それではお諮りをいたします。議案第69号の丸岡町安田新地区、坂井町高柳地区、及び、三国町三里浜砂丘地地区は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
議 長	（「異議なし」の声）
議 長	異議なしと認めます。議案第69号「坂井市地域計画の変更に係る意見審議について」の丸岡町安田新地区、坂井町高柳地区、及び、三国町三里浜砂丘地地区は、原案のとおり承認いたしました。 次に、坂井町宮領地区の審議に移ります。 本議案はD委員関連の申請ですので、D委員は退席をお願いいたします。
議 長	（D委員退室）
議 長	それでは、坂井町宮領地区に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようでございますので、それではお諮りをいたします。議案第69号の坂井町宮領地区は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
議 長	（「異議なし」の声）
議 長	異議なしと認めます。議案第69号「坂井市地域計画の変更に係る意見審議について」の坂井町宮領地区は、原案のとおり承認いたしました。 ここで、D委員の入室を認めます。
議 長	（D委員入室）

議 長	次に、議案第70号「坂井市農作業標準料金の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	<p>それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>ご意見が無いようでございますので、お諮りいたします。議案第70号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
	(「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第70号「坂井市農作業標準料金の設定について」は原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、報告第7号「地目変更届出の報告について」を議題といたします。事務局は報告をお願いいたします。</p>
事務局	<事務局報告>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>ご質問が無いようですので、報告第7号「地目変更届出の報告について」の報告を終わります。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。</p>
	(午後3時38分 議事終了)